

## 一般財団法人上越市スポーツ協会補助金等交付規程

### 【目的】

第1条 この規程は、一般財団法人上越市スポーツ協会（以下「本会」という。）の加盟団体に対する運営交付金及び事業補助金の交付に関する必要な事項を定める。

### 【交付金】

第2条 本会は、加盟団体の運営を支援するため交付金を交付する。

2 交付金の内容及び額は、次に掲げるとおりとする。

- ① 加盟団体のうち、各種競技団体及び学校体育団体等には一律10,000円を地域体育協会及び地域スポーツクラブには一律40,000円を上限として予算の範囲内で交付する。
- ② 加盟団体が募集した前年度の本会個人会員会費の合計額に20パーセントを乗じた額を交付する。

### 【補助金】

第3条 本会の加盟団体は、主催・共催・主管する事業に対し、加盟団体が負担する経費の一部を補助金として交付を受けることができる。

2 補助金の額は、加盟団体が負担する経費の概ね50パーセント以内とする。

3 補助金の交付対象となる事業及び補助金額は、次に掲げるとおりとする。

- ① 北信越規模の大会開催 : 補助金限度額3万円
- ② 東日本、中部日本規模の大会開催 : 補助金限度額5万円
- ③ 全日本選手権規模の大会開催 : 補助金限度額10万円
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事業 : 補助金額は予算の範囲内

4 補助金の交付を申請する場合は、あらかじめ事業計画・収支予算書並びに必要と認める書類を提出しなければならない。

5 補助金交付の決定は、理事会において決議しなければならない。

6 補助金の交付を受けた加盟団体は、事業終了後1ヶ月以内に事業報告書・収支決算書を提出しなければならない。

7 実績報告に記載された内容について、必要により領収書等の提示を求めることができるものとする。

### 【改 廃】

第4条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

### 附 則

本規程は、平成21年5月20日から施行する。

平成22年 5月12日 一部改正

平成24年10月11日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正